

【土木工事共通仕様書の一部改定について（掛金収納書の提出）】

= 現 行 =

土木工事共通仕様書 第 1 編 共通編 第 1 章 総則

1 - 1 - 43 保険の付保及び事故の補償

5. 掛金収納書の提出

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛け金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後 1 ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。

（運用）受注者は契約締結時に契約課に提出、契約書裏面に添付。

= 改 定 =

土木工事共通仕様書 第 1 編 共通編 第 1 章 総則

1 - 1 - 43 保険の付保及び事故の補償

5. 掛金収納書の提出

（変更なし）

【提出様式を追加】

（運用）受注者は指定の様式に収納書の本書を添付し、担当課に提出。

監督員は受付印を押し供覧。契約関係書類に添付保管。

# 建設業退職金共済組合証紙購入報告

年 月 日

(宛先) 発注者 静岡市長

受注者 住所  
氏名 氏名 印

下記のとおり証紙を購入したので当該掛金収納書を添付して報告します。

工事名			
契約年月日		請負代金額	
共済証紙購入金額	¥		
掛金収納書（契約者が発注者用へ）を貼る			
建退共証紙を購入しない場合その理由	【記載例】 他の退職制度を有しており、かつ下請予定者も他の退職制度に加入し建退共制度対象労働者を雇用していないため。		

対象労働者数及び就労日数の把握が困難な場合は、下記を参考に証紙を購入してください。

- (1) 土木工事 消費税及び地方消費税分又は消費税及び地方消費税相当分を除いた請負代金額の1,000分の2.1に相当する額
- (2) 建築工事 消費税及び地方消費税分又は消費税及び地方消費税相当分を除いた請負代金額の1,000分の1.5に相当する額